

動物愛護が野生生物保護をゆがめている？

マイケル・シュウォーツ

環境主義の現代、スポーツハンティングや消費的野生生物利用(訳注1)がアフリカの野生生物の災難の元凶だとして動物福祉団体(訳注2)が非難している。とくにトロフィーハンティング(訳注3)は中傷的で、その常連たちは嫌な性格の持ち主で、金持ちで、すばらしい動物を殺すために金を払っていると云うのだ。動物愛護者にとっては、狩猟の収益が保全に協力している地域社会に還元されるというのは、エレベーターで上階に上がるのに下の階行きのボタンを押すのと同じくらい、不合理なことなのだろう。かれらが懐疑的なのは理解できる。極めて冷静な科学者であっても、アメリカの女性ハンターのレベッカ・フランシスが顔に笑みを浮かべて自分が射止めたキリンの隣に寝転がって自撮りしているのを見ると、それをしぶしぶ認めるかもしれない(訳注4)。

かれらが推し進めている狩猟全面禁止の動きで、動物福祉の唱道者たち(その多くがヨーロッパやアメリカに住んでいる)は文化的な帝国主義を自分たちよりよほど数の多い恵まれない人たちに押しつけているのだ。悲しいことに、そのような利他主義は、逆説的に聞こえるかもしれないが、種の保全のためにはならず、むしろ害を与えているかもしれない。

伝統的な保全学者は大概、野生種を救うために活動している。科学的方法を駆使し、自然資源の長期的な存続可能性を損なうことなく、一方で地域住民に目に見える

形の利益を与えることで、野生種を救おうとしている。かれらは、持続可能な利用プログラム(本質的に家畜と変わらない、その財政的な価値ゆえに家畜が絶滅するようなまねはしない)により、野生生物を守ることとそこに暮らしている地域住民の生計を守ることのバランスをとることができると思っている。それに対して、国際動物福祉基金(IFAW)や全米動物愛護協会(HSUS)のような団体は、動物1個体1個体を守るために活動している。かれらは、野生生物のもつ内在的価値はほかの何よりも勝っているとの感情的な信念に基づいて行動している。さらに、かれらの莫大な資金力は、ケニアやボツワナ政府が狩猟全面禁止を継続するようにさせてきた。

「昔、宣教師たちは住民に金を与え洗礼を受けさせ、その結果、彼らを改宗させた」と元WWF顧問で現在アリゾナ州立大学持続可能性研究所の上級研究員のトーマス・マクシェインは語る。「同じことだ。金が人参になるのだ。人参をぶら下げるのは、自分たちの考えを支持する政策を政府に採用してもらうためだ」。

マクシェインと元WWFの同僚のジョナサン・アダムズは1992年に共著で『野生のアフリカという神話—幻想なき自然保護』を出版した。アダムズは保全生物学者で、NGOであるネーチャーコンサーバンシーの事業部長をしていたこともある。かれはその本のおかげで、どのようにして動物福祉の

キャンペーナーが、持続可能な利用を再導入しようというケニアの試みを妨害し、政府に狩猟禁止政策を継続させたか記している。「私が執筆中、ケニア野生生物公社総裁のリチャード・リーキーとこのことについて話したことがある。狩猟が保全に対する支援的役割を演じることができるということを彼は理解しているようだった。リーキーは馬鹿ではない。彼は科学が何たるかを知っていたと思う。でも、政治的な力が狩猟解禁に動くことを不可能にさせた」。

1980年代以降、動物権団体はヨーロッパやアメリカから莫大な支援をやすやすと得てきた。欧米の愛玩動物への執着を見ればわかるだろう。ゾウの悲しそうな顔、心を捕らえる標語、有名なセレブを呼んでの記者会見、容易に大衆の心をつかみ、財布を開かせ、金を寄付させてきた。今日では、アフリカの多くの保全学者が動物権団体側に寄り添っている。たぶん、先進諸国の世論に晒されて、これまでのデータを駆使した手法は感情論という力に打ち勝つことができないと察したからではないか。

ケニアで40年にわたり仕事をしてきた保全学者のダニエル・スタイルス博士は動物権団体について極めて冷笑的な見方をしている。「彼らは危機の上に繁栄している。もし、密猟を大きく減らすようなことが起きたら、彼らは非常に困るはずだ。危機がある限り、彼らは商売ができる」と言う。密猟は最も広く宣伝される保全活動への

挑戦であるが、密猟を招く要因をめぐる複雑性はほとんど語られない。象牙やサイの角の需要は別におくとして、多くのアフリカの住民は極貧のうちに生きており、たんぱく不足に苛まれている。みんながみんな家畜や農作物を購入する手段を持っているわけではない。購入できる人たちも、家畜、農作物、家族を、保護区以外をうろつくゾウやライオン、他の危険な野生生物から守らなければならない。「人間と野生生物のあつれきは大きな問題だが、このことはあまり認識されていない。NGOは、話が単純で魅力的なものを好むからだ」とスタイルスは言う。「資金集めを目的に、それに沿った立場をとり、声明を発する。アフリカの人たちの側に立てば、金が集まらない。ふつう、アフリカ人は動物を殺している悪人として描かれるからだ。アフリカ人を守ろうとする人もすぐに悪者にされてしまう」。スタイルスは1977年以降ケニアに住んでいる。1977年は、ケニア政府が野生生物の狩猟禁止を導入した年である。かれは、1978年には野生生物製品の売買も禁止してしまったと説明した。「その後すぐ、密猟が急増した」と付け加えた。

狩猟と売買の禁止導入後、ケニアが多くの野生生物を失ったことを発見したのは、ケニア放牧地生態監視部門(KREMU)の職員だった。その職員や野生生物経済学者のマイケル・ノートングリフィスによると、この35年間のあいだに年間約4%の割合でケニアの野生生物が消え続けているという。

NGOは、ゾウが殺されるのはアジアで象牙の需要があるからだと言主張する。でも、1978年以来、ケニアはゾウを含む野生生物個体数の80%を、家畜と農業が原因で失ってしまったということ言うところはない。野生生物からの経

済的な収入は観光業に限られているので、土地所有者にとっては、周囲の野生生物を守ろうというインセンティブは働かない。今日、密猟者はブッシュミート(訳注5)であれば無差別に、罠で何でも獲ってしまう。これが唯一、かれらにとっての利益だからである。ライオンの群れは毒殺し、ゾウは撃ってしまう。「どんどん悪くなっている」とスタイルスは言う。「持続可能な野生生物利用はいまや汚い言葉になってしまった。30年前、人々が目指していたものだったのに。今日、口だけかもしれないが保全学者は時たま、持続可能な利用を支持するようなことを言う。でも、かれらは昔そうであったように、鳴り物入りで宣伝するわけではない。基本的に、かれらは動物権の連中に屈してしまっているのだ」。

エコツーリズムは、動物福祉グループにより、典型的な特効薬として擁護されている。もちろん、保全措置の一部ではあるかもしれないが、地域社会に十分な利益を提供しているという事例はほとんどない。アフリカの辺境に暮らす人たちが押しなべてサファリ企業の当事者になる、あるいは直接の受益者になることは不可能である。観光者は脆弱な伝統的文化と生態系に影響を与える。マサイ族を保護区から追い払ったことでもわかる。生態学的な意味合いについては、マクシェインは、「マサイマラ国立公園で起こっている観光業を自分は絶対にエコツーリズムとは呼ばない。あれは、マスツーリズムだ。15台のミニバスで取り囲んで1頭のライオンを見たいという人がいるのだろうか」と付け加えた。

動物権団体からの圧力でボツワナは2014年に狩猟を違法にしまった。ボツワナ政府は低影響、高価格の観光業として宣伝してい

る。ボツワナが言っていないのは、狩猟関係の雇用機会が多数奪われたこと、多くの子どもたちが家族が失業したため学校を辞めたことだ。狩猟区の所有者はいまや、その土地を観光業用に保護区に変えるようにと言われている。不幸にも、こうした土地の多くは訪問客にとって見て楽しむようなところではない。かれらは、野生生物が容易に見られない藪で密に覆われたようなところではなく、有名なオカバンゴデルタ湿地やチョベ国立公園を選ぶだろう。そもそも観光客は当てにできない。訪問しようとしている国が政治的に混乱していたり内戦があったりすれば、あるいは世界的な市場の大混乱があれば、観光客は訪れなくなり、保全のための歳入の劇的な損失を招いてしまう。

ケニアと違い、南アフリカは野生生物に価値を与えている。その利益は、エコツーリズムの財政的限界をはるかに凌ぐものである。野生生物は肉のために養殖され、私有保護区で飼育され、そしてあるものは狩猟される。多くの南アフリカの土地所有者は家畜ではなく野生生物を好む。後者が生態系を維持するのに対して、前者は生態系を悪化させるからである。興味深いことに、これらふたつの国は、1970年代半ばには同じくらいの数の野生生物を擁していた。ノートングリフィスによると、南アフリカの野生生物は当時の1500万頭から現在の2000万頭にまで増加したのだという。

ナミビアでは、部族社会がさまざまなコンサーバンシー(訳注6)の主要な当事者である。政府は、エコツーリズムとともに自給用の狩猟とスポーツハンティングを奨励している。それぞれ適正に管理されることが条件だ。自給用に狩猟する人たちも、密猟を発見すれ

ば野生生物管理部門に報告するようにさえなっている。

狩猟や持続可能な利用を許している国も、厄介な問題を抱えていないわけではない。「缶詰狩猟（柵で囲った土地で狩猟させる）」は一般的に保全学者や動物福祉団体により、軽蔑されている（訳注7）。より公正で野生の生物を狩猟しようとする一部のトロフィーハンターでも、健康な子孫を残すことのできる遺伝子を持った動物を扱うことがある。スポーツハンティングについては、「よいガバナンスがだいじだ」とアダムズは言う。「それが理由で多くのところでうまく行かなかった。汚職があるからだ。外国からのハンターの金が入るとすぐ、政府の上層部に吸い取られるようではうまく行かない」。でもうまく統治されているところでは、地域社会から強い保全の支援が得られている。「覚えておくべき重要なことは、制度が完全だということはないということだ。狩猟や利用の好ましくない側面と、野生生物を守り促進する効果的な方法をどうバランスをとったらよいのか、見出すことが必要だ」とマクシェインは語る。

動物への感情移入は理解できるし、賞賛されるべきだ。活動家が1頭のサイを守ろうとする欲求は、保全学者が種を守ろうとする決意と同等かもしれない。しかし、全面的な狩猟禁止は、期待に反する結果を引き起こす。というのは、活動家は、頭を忘れて、自分の心に従うからである。種の保全は、種とその生息地の保全、政府の政策、地域社会の関与があって、初めて可能になる。

これは、適正な管理のための、困難ではあるがが必要な戦略である。不幸にも動物福祉団体は理想的過ぎて非現実的なことを求めることに満足しているようだ。現実にと

うしたら機能するかということではなく、何をしたらよく感じるかということを押しかけています。皮肉にも論理が感情の犠牲になっており、過酷な政策は失敗し、より多くの野生生物が消えていく。NGOは自分たちとは違う考えを持つ人たちに対してよく戦っていると自画自賛するのだろう。一方で、アフリカの人たちと動物は重いコストを払いつづけるのだ。

人間から遠く離れた自然のなかで野生生物が自由に動き回っているというロマンチックな見方は、幻想でしかない。アフリカの動物を救うためには、人々は動物を愛する以上のことをやらなければならない。どうしたらうまくいくか、知恵を結集する必要がある。

保全学者と動物福祉団体は両者とも、アフリカの人たちの声を聞くことから始めたらよい。それが野生生物が生き残っていくための唯一の希望である。

* * * * *

マイケル・シュウォーツ氏はフリーのジャーナリストでアフリカの野生生物保全の研究者でもある。2005年以來、サハラ砂漠以南のアフリカの現場での経験を持つ。米国国際開発庁（USAID）のアフリカでのプロジェクトで働いた。国際自然保護作家連盟の会員。この記事は、著者本人と原著を掲載した African Indaba の許可を得て翻訳掲載した。

訳注

訳注1) 消費的野生生物利用とは、狩猟や漁業のように対象となる生物の命を頂く利用の仕方である。持続可能であれば、保全と矛盾しない。

訳注2) 動物福祉は動物の苦痛を最小限に抑えること、快適な環境を与える

ことなどであり、その個体の命を奪ってはいけないとする動物権利とは異なる。例えて言えば、EUでは家畜を肉処理場に連れて行くときにコンテナの中に家畜を詰め込みすぎははいけないという規則がある。これは動物福祉にかかわることで、動物権の見地からすると連れて行って肉用に処分することが問題となる。ただし動物福祉を標榜するNGOの中には動物権論者の立場をとっているところもあり、両者の線引きが難しくなっている。

訳注3) おもに欧米のハンターには獲物の全部あるいは一部の剥製などを戦利品（トロフィー）として持ち帰る習慣があり、これを目的とした狩猟をトロフィーハンティングと呼ぶ。欧米のレストランにはシカの頭部の剥製が壁に飾ってあったりするが、あれをイメージしてもらえばよい。

訳注4) ジンバブエのワンゲ国立公園にいた「セシル」という名のライオンが国立公園から公園外におびき寄せられ、米国の歯科医に狩猟され、大きな批判を受けたということがあったが、それに対して狩猟自体は保全に貢献することがあるとして、レベッカ・フランシスが自分で撃ったキリンの隣に寝転がっている写真をSNSに載せたことから、米国ほかで炎上した事件。

訳注5) ブッシュミート（藪の肉）とは野生生物の肉のことを指す。アフリカでは、たんぱく源のほとんどをブッシュミートに依存しているところが多く存在する。地域住民が自給用に獲る場合でも、狩猟が禁止されていれば、すべて密猟ということになる。

訳注6) ナミビアでは、コンサーバンシーと呼ばれる地域住民主体の一種の保護区があり、そこに生息する野生生物を一部利用することが許されている。利用できることで地域の野生生物を守ろうとするインセンティブが働く、地域に根ざした資源管理として評価されている。ジンバブエのキャンプファイアプロジェクトと類似した取組。

訳注7) 缶詰狩猟 canned hunting とは、南アフリカなど飼育繁殖させたライオンなどの野生生物を柵で囲まれた私有地に放し狩猟させることで、殺すために飼育していることにNGOから大きな反発が起こっている。

スローロリスに関する最近の新聞記事を読んで

金子与止男（岩手県立大学教授）

2月4日の東京新聞朝刊に、サルの中のスローロリスの違法販売が国内で横行しているとの記事が載った。共同の配信のようで、同内容の記事が地方新聞でも報じられた。英オックスフォードブルックス大の研究グループが霊長類専門誌 Asian Primates Journal に発表した報文に基づくもので、種の保存法の登録制度に批判的な記事となっている。

専門誌の報文は、ルイサ・ムシング氏を筆頭著者とする3人の連名で、今年1月下旬に公表された(1)。それを読むと、重大な錯誤や古い情報が散見され、新聞記事の信憑性にも疑問符が付くような内容であることがわかる。

たとえば、種の保存法にもとづく登録票のことを CITES permit (ワシントン条約許可書) と呼んでいる。また輸入許可書 import permit には原産国の表示がないという記述もあり、ワシントン条約の規定を知らない人に誤解を与えるような表現となっている。

報文には、日本の現行法は罰則が弱いとあるが、2014年7月に種の保存法の罰則が大幅に強化されたことには触れていない。改正により国際希少野生動物種を違法に譲渡した場合、当事者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられることになった。それまでの5倍である。さらに、それが法人である場合は1億円以下の罰金が科せられる。この報文が発表されたのは、2016年1月末であること、著者のひとりが日本人であることを考えると、なぜこの事実を無視したのか理解に苦しむ。

さらに、日本は1980年に条約に加盟したが、今でも留保をし続けているという話を持ち出したり、条約の規定に沿った法律を1992年まで制定しなかったという記述もある。留保云々はスローロリスとはまったく無関係の話であるし、後者については国内の条約担保法は外国為替及び外国貿易法(外為法)である。ここまで来ると、悪意さえ感じる。

1992年に制定したのはいわゆる

種の保存法であるが、これは1987年に制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」とほかの法律を統合したものである。したがって、1992年までCITESの規定に沿った法律を制定しなかったという批判は当たらない。この記述は別の論文を引用したものであり、引用元となった論文を見ると、種の保存法は1992年になって、同年にいずれも京都で開かれるワシントン条約会議と地球サミットを見据えて、急ごしらえで制定したとある(2)。条約会議は京都で開かれたが、地球サミットが開かれたのはリオデジャネイロである。環境問題に関心のある人はだれでも知っていることだ。

繰り返すが、条約に沿った国内法は外為法である。水際規制をくぐり抜けて国内に入ったものにどう法の網をかぶせるかを目的としたのが1987年の国内譲渡規制法である。私がワシントン条約事務局に勤務していたときのことである。2014年には、環境省に対して罰則規定を大幅に強化するよう強く求めたという経緯もある。いわば当事者として、今回の共同配信の記事について、無関心でいらなかったことから筆を執ることにした。ほかにも指摘したい点はいくつもあるが誌面の都合で割愛せざるをえない。

(1) Musing, L., Suzuki, K. and Nekaris, K.A.I. (2015) Crossing international borders: the trade of slow lorises Nycticebus spp. as pets in Japan. Asian Primates Journal 5(1):12-23

(2) Knight, C. (2007) The system of wildlife management and conservation in Japan, with particular reference to the Asiatic black bear. New Zealand Journal of Asian Studies 9, 1:62-79



あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会(GGT)は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしています。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。下記までご連絡ください。

年会費 個人正会員 1口 1万円/法人正会員 1口 10万円

個人賛助会員 1口 2千円/法人賛助会員 1口 5万円

お問い合わせ・お申し込み/ 自然資源保全協会(GGT)

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-2-8 赤塚ビル3F Tel 03-5835-3917 Fax 03-5835-3918